

とちぎ健康福祉協会の役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

〔昭和62年4月1日〕
規 程 第 1 号

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条第1項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に規定する評議員をいう。
- (3) 常勤の役員とは、役員のうち、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（以下「協会」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは常勤の役員以外の役員等をいう。
- (5) 報酬等とは、その名称のいかんを問わず、報酬、給料、手当その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。ただし、協会の職員を兼ね、職員給与が支給されている役員に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員については、報酬、通勤手当、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬を支給する。
- 2 退職手当は、常勤の役員として任期を満了し、又は辞任若しくは死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 役員に対する各年度の報酬等の総額は、8,000,000円の範囲内とする。

（常勤の役員の報酬等の額の算定方法）

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるとおりとする。

- (1) 報酬及び賞与については、別表第1に定めるところによる。
- (2) 通勤手当については、とちぎ健康福祉協会の職員の給与等の支給に関する規程（平成18年4月1日規程第4号。以下「給与規程」という。）に基づき算出した額とする。
- (3) 退職手当については、社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の退職手当金の額の算出方法に基づき算出した額とする。

（常勤の役員の報酬等の支給及びその額の算定方法の特例）

第5条 前2条（第3条第3項を除く。）の規定にかかわらず、常勤の役員のうち、公益的法人等への一般職の

地方公務員の派遣等に関する法律（平成１２年法律第５０号）第２条の規定により栃木県から派遣され、職員の給与に関する条例（昭和２７年栃木県条例第１号）その他の栃木県職員を対象とする諸規程の適用を受ける者については、栃木県知事が定める額及び栃木県知事と理事長が協議した額を支給する。

（非常勤の役員等の報酬の額の算定方法）

第６条 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第２に定める額とする。ただし、同表中ア及びイの用務に同日に従事した場合には、アの報酬の額（日額）のみを支給するものとする。

（費用の弁償）

第７条 役員等が職務を行うため旅行したときは、とちぎ健康福祉協会の職員等の旅費に関する規程（昭和５４年４月１日規程第６号）に基づき算出した額を、費用弁償として支給する。

２ 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（支給方法）

第８条 常勤の役員に対する報酬等の支給方法は、協会の職員の例による。

２ 非常勤の役員等に対する報酬等の支給方法は、当該会議等への出席の都度、現金により支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

（報酬等の日割り等計算方法）

第９条 常勤の役員に対する報酬等の日割り、時間割り、端数の処理等の計算方法は、協会の職員の例による。

（公 表）

第１０条 協会は、この規程をもって、社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改 廃）

第１１条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補 則）

第１２条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

１ この規程は、昭和６２年４月１日から施行する。

２ 栃木県社会福祉事業団の役員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和５４年４月１日制定）は廃止する。

附 則 〔平成３年規程第２号〕

この規程は、平成３年３月３１日から施行する。

附 則 〔平成１２年規程第２号〕

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則 〔平成１３年規程第１号〕

この規程は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行日において、委嘱期間中の委員会の委員の報酬については従前のとおりとする。

附 則 〔平成17年規程第7号〕

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 〔平成18年規程第7号〕

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 〔平成29年規程第15号〕

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則 〔平成30年規程第11号〕

この規程は、平成30年6月19日から施行し、改定後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 〔令和3年規程第8号〕

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 〔令和6年規程第5号〕

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 〔令和7年規程第2号〕

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

常勤の役員の報酬等

役職名	報酬の額（月額）	賞与（年額）
理事	470,000円以内	報酬月額×2.7月以内

別表第2（第6条関係）

非常勤の役員等の報酬

役職名	区分	報酬の額（日額）
評議員、理事、監事	ア 評議員会、理事会、 監事監査への出席	10,000円
	イ アに掲げる用務以外の 用務	3,000円